

## 福祉・介護職員の処遇改善加算について

福祉・介護職員の処遇改善加算について、当法人では、「処遇改善加算Ⅰ」を取得しています。また、2019年10月から「特定処遇改善加算Ⅰ」を取得し、国の処遇改善の目的である介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら職員の更なる処遇改善を行っております。

**職員の資格取得やスキルアップのためキャリアパス制度を導入し、次の取り組みを行っています。**

- 職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
- 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知している。
- 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
  - ・施設内研修では、外部講師より（年11回）障害福祉に関する講義を予定。
  - ・外部研修では、県社会福祉協議会開催の職員の経験値等に応じた研修会に参加を予定。
  - ・強度行動障害支援者養成研修に、生活支援員及び看護師を派遣予定（県内外）。
  - ・職員各人の資質向上のための行動目標を掲げ、6ヶ月毎に評価（反省）及び上司面談の実施。
- 自発的意思に基づき自己研鑽や福祉に関する技術及び資格取得の為、下記の資格において研修費用の全額補助を行う。
  - ・介護福祉士実務者研修
  - ・強度行動障害支援者養成研修
  - ・喀痰吸引等研修
  - ・社会福祉主事（立替金とする）

**特定処遇改善加算Ⅰを取得するにあたり、次の取り組みを行っています。**

- 資質の向上
  - ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援。
  - ・より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修
  - ・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

○労働環境・処遇の改善

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備

○その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換

**特定処遇改善加算 I については次の配分方法で職員に支給しています。**

すべての職員を ABC の 3 つのグループに分け、グループ間の配分率を調整して支給する。

A 「経験・技能のある職員」

当法人で勤続 10 年以上の介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・サービス管理責任者の資格を有する者

B 「その他の障害福祉人材」

A の経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員、看護師及びサービス管理責任者

C 「その他の職員」

A 及び B 以外の職員（生活支援員・世話人・看護師以外）